

奈良県告示第百六十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年八月二日

奈良県知事 山下 真

一 徴収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の十五に規定する奈良公園バスターミナルレクチャーホールに係る使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 近畿日本ツーリスト株式会社・近畿ビルサービス株式会社特定委託業務共同
企業体

所在地 奈良市高天町三八―三 近鉄高天ビル

三 委託事務の取扱期間

令和六年三月一日から令和九年二月二十八日まで